

社会福祉法人渋川市社会福祉協議会 定款施行細則

(平成30年3月9日制定)

沿革 令和5年12月14日議決

(目的)

第1条 社会福祉法人渋川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第50条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

2 本会の運営及び業務の施行に関しては、法令、定款及び諸規程に定めるもののほか、この細則によるものとする。

(理事会の決議事項)

第2条 理事会の決議事項は、定款第28条に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 社会福祉事業、公益事業及び収益事業に係わる許認可、その他法令に定める所轄庁の許認可を受けなければならない事項
- (2) 本会の運営に関する規程の制定及び改廃
- (3) 評議員会に提出する議案
- (4) 基本財産以外の固定資産の取得及び処分に関するもので、法人運営に重大な影響がある事項
- (5) その他、本会の運営及び業務に重大な影響がある事項

(理事会への報告事項)

第3条 会長は、自ら専決した事項のうち役員から報告を求められたときは、理事会に報告するものとする。

(事務の専決)

第4条 定款第28条の規定に基づき、会長が専決することができる本会の業務については、次に掲げるものとする。

- (1) 本会が経営する、介護保険法及び障害者総合支援法に基づく次の事業に関する運営規程の一部変更に関すること
 - ア 指定居宅介護支援事業
 - イ 指定訪問介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号訪問介護事業
 - ウ 指定通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号通所介護事業
 - エ 指定地域密着型通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号通所介護事業
 - オ 指定居宅介護及び重度訪問介護事業

- 2 常務理事は、定款第21条第4項の規定により前項の業務を分担執行する。
- 3 会長及び常務理事は、第1項の業務のうち、本会の業務に重要な事項は、理事会に報告する。

(改廃)

第5条 この細則の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附 則

この細則は、平成30年3月9日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。